

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区域内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 規 則

ページ

- 北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則【都市戦略局都市再生推進部都市再生企画課】 3

◇ 告 示

- 育成医療及び更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】 4
- 育成医療及び更生医療に係る指定自立支援医療機関からの変更の届出【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】 5

◇ 公 告

- 地籍調査作業規程準則の規定による筆界案の作成（2件）【都市整備局総務用地部総務課】 6

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴い、門司麦酒煉瓦館に関する規定を削除することにしました。

この規則は、令和7年4月1日から施行することにしました。

北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 4 日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市規則第 3 号

北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和 47 年北九州市規則第 34 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

門司港レトロ展望室	午前 10 時から午後 10 時まで	—
門司麦酒煉瓦館	午前 9 時から午後 5 時まで（市民ギャラリーは午前 9 時から午後 10 時まで、駐車場は午前 0 時から午後 12 時まで）	12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日

を

「

門司港レトロ展望室	午前 10 時から午後 10 時まで	—
-----------	--------------------	---

に

改め、同表の備考の欄第 4 項中「駐車場、」を「駐車場及び」に改め、「及び門司麦酒煉瓦館の駐車場」を削る。

付 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

北九州市告示第59号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により育成医療及び更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第69条第1号の規定により次のとおり告示する。

令和7年3月4日

北九州市長 武内和久

1 薬局（育成医療及び更生医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
くきのうみ薬局	北九州市若松区中川町8番6号	令和7年3月1日
オーエス清水薬局	北九州市小倉北区清水二丁目11番14号	令和7年3月1日
Cycle Pharmacy	北九州市小倉南区城野四丁目4番1号	令和7年3月1日
マッハスピード薬局	北九州市八幡東区春の町五丁目1番5号	令和7年3月1日

2 訪問看護（育成医療及び更生医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
I訪問看護station小倉	北九州市小倉北区片野二丁目21番29-401号	令和7年3月1日
北九州ヘルスケアサービス八幡訪問看護ステーション	北九州市八幡東区中央二丁目22番16号	令和7年3月1日

北九州市告示第60号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により育成医療及び更生医療に係る指定自立支援医療機関から変更の届出があったので、同法第69条第2号の規定により次のとおり告示する。

令和7年3月4日

北九州市長 武内和久

1 病院（育成医療及び更生医療）の所在地の変更

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地		変更年月日
福岡県済生会八幡総合病院	旧	北九州市八幡東区春の町五丁目9番27号	令和7年3月1日
	新	北九州市八幡西区則松275番地	

2 薬局（育成医療及び更生医療）の名称の変更

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地		変更年月日
旧	有限会社あそう薬局	北九州市小倉南区若園一丁目17番34号	令和7年3月1日
新	ふくろう薬局若園店		
旧	有限会社南小倉調剤薬局	北九州市小倉北区木町三丁目6番13号	令和7年3月1日
新	ふくろう薬局南小倉駅前店		

北九州市公告第 1 4 2 号

国土調査法（昭和 2 6 年法律第 1 8 0 号）による地籍調査を実施し、地籍調査作業規程準則（昭和 3 2 年総理府令第 7 1 号。以下「準則」という。）第 3 0 条第 4 項の規定に基づき筆界案を作成したので、次のとおり公告する。

令和 7 年 3 月 4 日

北九州市長 武 内 和 久

- 1 筆界案を作成した土地の所在及び地番
北九州市八幡西区本城東二丁目 6 2 8 番
北九州市八幡西区本城東三丁目 6 1 1 番 1
- 2 筆界案を確認することができる場所
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
北九州市都市整備局総務用地部総務課（地籍係）
- 3 筆界案を確認することができる者
当該土地の所有者その他の利害関係人及びこれらの者の代理人
- 4 筆界案の作成者
北九州市
- 5 意見の申出

令和 7 年 3 月 4 日から同月 2 4 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日を除く。）の毎日午前 9 時から午後 5 時までの間、市長に対して意見を申し出ることができる。

なお、この期間内に当該筆界案を確認することができる者から意見の申出がないときは、準則第 3 0 条第 4 項の規定により筆界の調査を行う。

北九州市公告第 1 4 3 号

国土調査法（昭和 2 6 年法律第 1 8 0 号）による地籍調査を実施し、地籍調査作業規程準則（昭和 3 2 年総理府令第 7 1 号。以下「準則」という。）第 3 0 条第 5 項の規定に基づき筆界案を作成したので、次のとおり公告する。

令和 7 年 3 月 4 日

北九州市長 武 内 和 久

1 筆界案を作成した土地の所在及び地番

北九州市小倉南区下吉田四丁目 2 0 6 2 番 1 8 7

北九州市小倉南区下吉田四丁目 2 0 6 2 番 3 0 2

北九州市小倉南区下吉田四丁目 2 0 6 2 番 3 6 3

2 筆界案を確認することができる場所

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市都市整備局総務用地部総務課（地籍係）

3 筆界案を確認することができる者

当該土地の所有者その他の利害関係人及びこれらの者の代理人

4 筆界案の作成者

北九州市

5 意見の申出

令和 7 年 3 月 4 日から同月 2 4 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日を除く。）の毎日午前 9 時から午後 5 時までの間、市長に対して意見を申し出ることができる。

なお、この期間内に当該筆界案を確認することができる者から意見の申出がないときは、準則第 3 0 条第 5 項の規定により筆界の調査を行う。